

# 経営革新等支援機関による 支援内容に関するご案内



## 経営革新等支援機関とは・・・？



中小企業の経営者や小規模事業者が抱える経営上の課題に対して、より専門性の高い支援をおこなえる機関や人を、国が「経営革新等支援機関」として認定しています。

国が実施する施策や、補助金の中には「経営革新等支援機関」の支援が受けられることを必須条件にしているものもあります。(ものづくり補助金、創業補助金など)

「経営革新等支援機関」として国から認定されるには、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っていることが条件です。

## 経営革新等支援機関が提供する主な支援内容

### 「経営革新計画」策定支援・モニタリング支援

経営革新(※)をおこなう中小企業者等の財務状況や、事業分野ごとの将来性、その他経営状況に関する調査分析をおこないます。

また、都道府県知事より経営革新計画が承認された場合には、日本政策金融公庫による低利融資などの優遇が受けられる可能性があります。

#### 経営革新とは…?

中小企業者等が新たな商品・サービスを開発することなどです。  
また、新たな販売方法の導入なども経営革新に該当します。



### 「経営改善計画」策定支援・モニタリング支援



金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスケ)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

**経営改善計画策定に係る費用が補助される制度があります**  
経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善計画を策定する場合、一定の要件を満たせば費用の2/3(最大200万円)が補助される制度があります。

### 補助金申請支援（ものづくり補助金など）

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。

例えば、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。



#### 経営革新等支援機関の支援を必要とする補助金の一例

- ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
- 経営改善計画策定支援事業(補助金)



### 資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。

例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。

また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

今、注目すべき中小企業支援施策をわかりやすくご紹介！！

## 1 ものづくり・商業・サービス新展開支援

### 補助金

「革新的なサービス」や  
「画期的な試作品開発」に対して  
最大で**1,000万円**の  
補助金が支給されます！



## 2 小規模事業者持続化補助金



経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、  
その計画実行に要する経費の

**2/3**が補助されます。（補助上限額**50～100万円**）

## 3 中小企業経営力強化資金



認定支援機関の指導を受けながら事業計画の策定をおこない、  
新事業分野（市場）の開拓等に取り組む場合、  
日本政策金融公庫から通常よりも好条件で融資を受けられる制度です。

融資限度額：**7億2千万円** 年率：**特別利率①**（平成28年5月18日現在：0.90%）

上記年率は、女性、若年者（30歳未満）または高齢者（55歳以上）であり、かつ、新規開業して概ね7年以内の方の場合です。  
その他の事業者は基準利率（平成28年5月18日現在：1.30%）になります。

## 4 生産性向上設備投資促進税制



「先端設備」もしくは  
「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を  
購入される際に、**税制措置**を受けられる制度です。  
(特別償却50% もしくは 4%の税額控除)

#### ＜留意事項＞

- 上記の補助金および税制にはそれぞれ「公募期間」がございます。  
(申請要件などの詳細は当事務所までお気軽にお問い合わせください)
- 本パンフレットに掲載しております補助金・税制・その他制度の中には「経営革新等支援機関」の支援が必須でないものがございます。

# 経営革新等支援機関(当事務所)へのご相談の流れ

経営上の悩みや課題があれば…

事業計画を作成したい…



自分でお店を経営してみたい…  
(起業したい)



ものづくり補助金の申請にチャレンジしてみたい…



まずは当事務所までお気軽にご相談ください！！

経営計画(事業計画)を策定したい方は…



経営状況の把握

・経営状況の分析、経営課題の抽出

経営計画・事業計画の策定

・計画策定に向けた支援・助言

経営計画・事業計画の実行

・事業の実行の必要な支援・助言

補助金申請をお考えの方は…



事業計画の把握

・補助金申請の要件を確認

補助金申請書の作成

・補助金申請のための計画書作成

補助金申請採択後の支援

・採択後から補助金受給までの工程について支援・助言

ご相談内容に応じて適切な解決方法を提案いたします！！

経営革新等支援機関の支援が必要になるケースとは？

融資のために  
事業計画が必要

低利率で  
資金調達したい

借入金の返済条件  
変更(リスク)が必要

ものづくり補助金を  
申請してみたい

開業資金が  
足りない

## <留意事項>

- ・ものづくり補助金などの補助金は「公募期間」がございます。また、公募要領は毎年変更になります。
- ・補助金の申請は不採択となる場合がございます。
- ・経営革新等支援機関の支援だけでなく、金融機関など他の機関の連携が必要になる場合がございます。
- ・経営革新等支援機関の支援により金融機関からの融資が必ず受けられるわけではございません。
- ・経営革新等支援機関の支援により借入金の返済条件変更(リスク)が必ずできるわけではございません。

〒603-8178

京都市北区紫竹下梅ノ木町58-1

小林公認会計士事務所

公認会計士／税理士・公認内部監査人

経営革新等支援機関

小林 洋之

TEL：075-495-1320

FAX：075-203-5273

Mail：kobyas@iris.eonet.ne.jp

URL：<http://www.kobyas.com/>